

## ○仁淀川町地域づくり事業費補助金交付要綱

平成18年6月1日

告示第23号

改正 平成18年11月1日告示第49号  
平成19年4月12日告示第11号  
平成19年6月20日告示第17号  
平成22年3月31日告示第20号  
平成22年9月15日告示第53号  
平成23年3月22日告示第19号  
平成25年3月21日告示第14号  
平成26年11月13日告示第78号  
平成28年3月31日告示第17号の2  
平成28年5月18日告示第26号  
平成28年5月19日告示第28号  
平成28年6月3日告示第31号の1  
平成29年3月31日告示第50号  
平成29年11月7日告示第85号

(趣旨)

第1条 この告示は、仁淀川町補助金等交付規則（平成25年仁淀川町規則第6号）第26条に基づき、仁淀川町地域づくり事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定める。

(対象事業及び補助目的)

第2条 この補助金は、町内の集落、住民組織、法人等が行う集落の基盤整備、環境・防災・コミュニティ活動、及びその他地域振興事業等の地域づくりに資する事業（以下「補助事業」という。）に要する経費について、予算の範囲内において補助金の交付を行い、もって地域の維持及び活性化の推進を図ることを目的とする。

(補助率等)

第3条 補助事業の事業種目、事業内容及び補助率は別表のとおりとする。

(補助対象事業費)

第4条 補助対象事業費については、第2条に規定する目的を達成するため、町長が必要と認められた経費とする。

(補助金の交付申請)

第5条 事業を実施しようとする団体等（以下「補助事業者」という。）が補助金の交付を受け

ようとするときは、様式第1号による補助金交付申請書を町長に提出するものとする。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定により提出された申請を審査し適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、様式第2号により補助事業者に通知するものとする。

(変更の承認)

第7条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときには、様式第3号による補助金変更承認申請書をあらかじめ町長に提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 事業内容が著しく変更される場合
- (2) 補助金の総額を増額する場合又は30%を超えて減額する場合
- (3) 事業を廃止又は中止する場合

2 町長は前項の規定により提出された変更申請を審査し適当と認めるときは、様式第3号の2の補助金変更交付決定通知書により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了した場合は、様式第4号による実績報告書を事業の完了の日から起算して30日を経過した日、又は事業実施年度の3月31日のいずれか早い期日までに、町長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第9条 補助事業者は、様式第5号もしくは様式第5号の2による請求書を町長に提出し、補助金を受けるものとする。

(補助金の交付の制限)

第10条 個人若しくは法人等の申請者又は受益者が、仁淀川町町税等の滞納者に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（平成28年仁淀川町条例第4号）第3条に規定する行政サービス等の制限措置を受ける場合は、補助金を交付しないものとする。

(その他)

第11条 この告示で定めるもののほか、必要な事項については、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年6月1日より施行する。

附 則（平成18年11月1日告示第49号）

この告示は、平成18年11月1日から施行する。

附 則（平成19年4月12日告示第11号）

この告示は、平成19年4月12日から施行する。

附 則（平成19年6月20日告示第17号）

この告示は、平成19年6月20日から施行する。

附 則（平成22年3月31日告示第20号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月15日告示第53号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の仁淀川町地域づくり事業費補助金交付要綱の規定は、平成22年7月1日から適用する。

附 則（平成23年3月22日告示第19号）

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月21日告示第14号）

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年11月13日告示第78号）

この告示は、告示の日から施行し、改正後の仁淀川町地域づくり事業費補助金交付要綱の規定は、平成26年10月20日から適用する。

附 則（平成28年3月31日告示第17号の2）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月18日告示第26号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年5月19日告示第28号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年6月3日告示第31号の1）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年3月31日告示第50号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年11月7日告示第85号）

この告示は、告示の日から施行する。